

6 公立長崎第 7 3 3 号
令和 6 年 1 1 月 7 日

各所属所長 様

公立学校共済組合長崎支部
支部長 前川 謙介
(公印省略)

マイナ保険証への移行に伴う組合員証及び被扶養者証の取扱いについて（通知）

このことについて、令和 6 年 1 2 月 2 日に健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたもの）を基本とする仕組みに移行されます。

これに伴い、令和 6 年 1 2 月 2 日以降の組合員証及び被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の新規交付、再交付、氏名の変更等に伴う交付はできなくなる見込みです。

（経過措置として、現在交付済みの組合員証等は令和 7 年 1 2 月 1 日まで使用できます。）

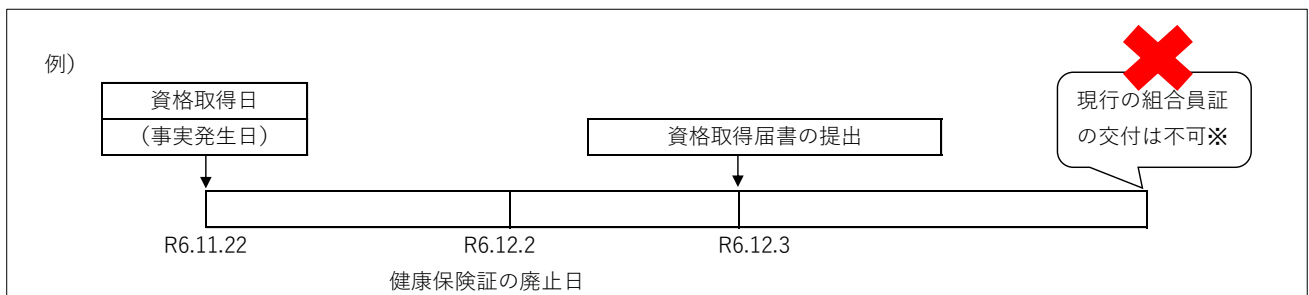
つきましては、下記のとおり留意事項をまとめましたので、組合員証等の交付を伴う事務手続きについては、ご注意ください。

なお、本通知はあくまで見込みとなりますので、地方公務員等共済組合法施行規程が改正され、内容に変更が生じる場合は、後日改めてお知らせします。

記

1 交付年月日について

組合員証等は令和 6 年 1 2 月 1 日まで新規交付が可能です。が、交付年月日が基準となるため、事実発生日が令和 6 年 1 2 月 1 日以前であっても、交付年月日が令和 6 年 1 2 月 2 日以降になる場合は、組合員証等の交付はできません。



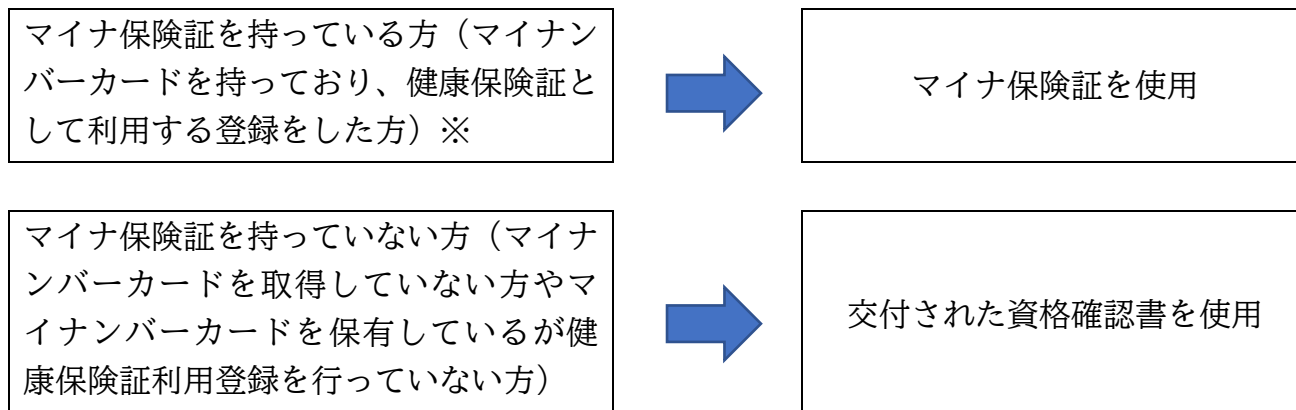
※ マイナ保険証を持っていない場合は、医療機関を受診するために組合員証等の代わりとなる「資格確認書」を当支部から交付します。「資格確認書」の詳細については、後日お知らせします。

▼裏面に続きます▼

2 経過措置期間中に組合員証等の紛失や氏名変更等があった場合

組合員証等について、令和6年12月2日以降は紛失や摩耗による再交付、婚姻等による氏名の変更等に伴う交付はできなくなり、以下のような予定です。

経過措置期間中（令和6年12月2日～令和7年12月1日）の取扱い



※ マイナンバーカードを健康保険証として利用登録しているか確認する方法については、マイナポータルをご覧ください。

マイナポータル URL: <https://myna.go.jp>

3 現行の組合員証の交付の最終期限について

現行の組合員証等を交付するための最終期限を設定します。最終期限までに当支部で以下の①～④の書類を受領した場合は、現行の組合員証等を交付します。ただし期限までに受領した場合でも、提出書類に不備や不足があるときは、現行の組合員証等を交付できませんのでご注意ください。

最終期限：令和6年11月25日（月）（必着）

組合員証等の交付に関する書類

- ① 資格取得届書
- ② 被扶養者申告書（認定）
- ③ 組合員証等再交付申請書
- ④ 記載事項変更申告書

令和6年12月2日以降の資格確認書の交付やそれに伴う事務手続きについては、詳細が決まり次第お知らせします。

【担 当】

公立学校共済組合長崎支部 年金・給付班
〒850-8570
長崎市尾上町3-1 県教育庁福利厚生室内
(TEL)095-894-3344 (FAX)095-894-3472